

千葉県 福祉人材 センター 取扱対象範囲 (例示)

※法改正等により名称が変更されている場合があります。

(1) 社会福祉法人が 実施する公益事業

- (4) その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等
- (5) 地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
- (6) 行政が実施する相談所
- (7) (1)～(6)以外の社会福祉を目的としない事業を行う事業所(社会福祉分野の国家資格を持つ専門職のみ)

(2) 介護保険事業

- 介護療養型医療施設
- 介護老人保健施設(無低老健を除く)
- (介護予防)訪問入浴介護
- (介護予防)訪問看護
- (介護予防)訪問リハビリテーション
- (介護予防)居宅療養管理指導
- (介護予防)通所リハビリテーション
- (介護予防)短期入所療養介護
- (介護予防)特定施設入居者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (介護予防)福祉用具貸与
- 特定(介護予防)福祉用具販売
- 居宅介護支援
- 介護予防支援
- 地域包括支援センター
- 介護老人福祉施設
- (介護予防)訪問介護
- (介護予防)通所介護
- (介護予防)地域密着型認知症対応型共同生活(グループホーム)

(3) 障害者総合支援法に基づく事

- 日常生活用具給付事業
- 発達障害者支援センター運営事業
- 障害者就業・生活支援センター事業
- 高次脳機能障害支援普及事業
- 広域的な支援事業
 - ・都道府県相談支援体制整備事業
 - ・精神障害者退院促進支援事業
- サービス・相談支援者、指導者育成事業
- 地域生活支援事業
 - ・相談支援
 - ・コミュニケーション支援、日常生活支援
 - ・移動支援
 - ・地域活動支援センター
 - ・福祉ホーム
- その他の事業
 - ・盲人ホーム事業
 - ・重度障害者在宅就労促進特別事業
 - ・施設外授産の活用による就職促進事業
 - ・重度障害者に係る市町村特別支援事業
 - ・生活訓練等事業
 - ・情報支援等事業
 - ・障害者IT総合推進事業
 - ・社会参加促進事業※経済的支援

【生活保護関係の事業】

【第一種社会福祉事業】

- 救護施設
 - 更生施設
 - 医療保護施設
 - 授産施設
 - 宿所提供施設
 - 生計困難者に対して助養を行う事業
- #### 【第二種社会福祉事業】
- 生活必需品等を与える事業
 - 生活に関する相談に応ずる事業

【児童福祉関係の事業】

【第一種社会福祉事業】

- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 児童養護施設
- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設
- 情緒障害児短期治療施設
- 児童自立支援施設

【第二種社会福祉事業】

- 児童自立生活支援事業
- 放課後児童健全育成事業
- 子育て短期支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 小規模住居型児童養育事業
- 助産施設
- 保育所
- 児童厚生施設
- 児童家庭支援センター
- 児童の福祉の増進に関して相談に応ずる事業
- 障害児通所支援事業
- 障害児相談支援事業

(1) 社会福祉事業

【婦人保護関係の事業】

【第一種社会福祉事業】

- 婦人保護施設

【経済保護事業】

【第一種社会福祉事業】

- 授産施設
- 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

【共同募金事業】

【第一種社会福祉事業】

- 共同募金事業

【母子・寡婦福祉関係の事業】

【第二種社会福祉事業】

- 母子家庭等日常生活支援事業
- 寡婦日常生活支援事業
- 母子福祉センター
- 母子休養ホーム

【老人福祉関係の事業】

【第一種社会福祉事業】

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人福祉施設
- 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

【第二種社会福祉事業】

- 老人居宅介護等事業
 - (介護予防)訪問介護
 - 夜間対応型訪問介護
- 老人デイサービス事業
 - (介護予防)通所介護
 - (介護予防)認知症対応型通所介護
- 老人短期入所事業
 - (介護予防)短期入所生活介護
- 小規模多機能型居宅介護事業
 - (介護予防)小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型老人共同生活援助事業
 - (介護予防)認知症対応型共同生活介護

【第一種社会福祉事業】

- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム

【第二種社会福祉事業】

- 老人デイサービスセンター
 - ・生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)
- 老人短期入所施設
- 老人福祉センター
 - ・老人福祉センター
 - ・老人福祉施設付設作業所
- 老人介護支援センター(在宅介護支援センター)

【障害者総合支援法に基づく事業】

【第一種社会福祉事業】

- 障害者支援施設(施設入所支援を行うとともに、他の施設障害福祉サービスを行う施設)

【第二種社会福祉事業】

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所
- 重度障害者等包括支援
- 共同生活介護
- 施設入所支援
- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 共同生活援助
- ☆ 相談支援事業
- ☆ 移動支援事業
- ☆ 地域活動支援センター
- ☆ 福祉ホーム事業

【経済保護事業】

【第二種社会福祉事業】

- 簡易住宅を貸し付ける事業
- 宿泊所等を利用させる事業

【医療保護事業】

【第二種社会福祉事業】

- 無低診療事業
- 無料低額介護老人保健施設(再掲)

【身体障害者福祉関係の事業】

【第二種社会福祉事業】

- 身体障害者生活訓練等事業
- 手話通訳事業
 - ※障害者自立支援法による「コミュニケーション支援事業」
- 介助犬訓練事業
- 聴導犬訓練事業
- 身体障害者福祉センター
- 補装具製作施設
- 盲導犬訓練施設
- 視覚障害者情報提供施設
 - ・点字図書館
 - ・点字出版施設
 - ・聴覚障害者情報提供施設
- 身体障害者の更生相談に応ずる事業

【知的障害者福祉関係の事業】

【第二種社会福祉事業】

- 知的障害者の更正相談に応ずる事業

【障保事業】

【第二種社会福祉事業】

- 障保事業

【福祉サービス利用援助事業】

【第二種社会福祉事業】

- 福祉サービス利用援助事業

【連絡調整事業】

【第二種社会福祉事業】

- 連絡を行う事業
 - ※社会福祉協議会等
- 助成を行う事業